

長欠不登校児童・生徒への対応について

1 現状

○過去3年間、長期欠席（以下：長欠）・準長期欠席（以下：準長欠）・不登校の児童生徒の割合は増加している（全国的な傾向）

【用語】

- ・長欠：年間30日以上欠席 準長欠：年間15日以上欠席
- ・不登校：何らかの心理的情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

		長欠数 (人)	長欠率 (%)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	準長欠数 (人)	準長欠率 (%)
小学校	R5	81	5.45	55	3.70	103	6.93
	R4	40	2.55	31	1.97	28	1.78
	R3	27	1.69	23	1.44	18	1.13
中学校	R5	74	8.75	63	7.45	28	3.30
	R4	61	7.08	55	6.38	10	1.16
	R3	45	5.09	40	4.52	14	1.58

【R5年度3月末 年間100日以上欠席】

小学校：15名/長欠81名→そのうち相談機関なし：3名

中学校：35名/長欠74名→そのうち相談機関なし：15名

→ 主に「家から出ることができない児童生徒」として分類 以下4③に該当

【R5年度3月末 年間15日～99日欠席：準長欠+長欠のうち年間30日～99日欠席】

小学校：103名+66名-病欠41名=128名

中学校：28名+39名-病欠17名=50名

→ 主に「学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒」として分類 以下4①に該当
（「家から出ることができるが、学校へ行くことができない児童生徒」も含む・以下4②に該当）

2 長欠・不登校対策の基本的な考え方【前提としての共通理解事項】

- ① 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路や将来を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- ② 不登校の時期が心身の休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れなどの不利益があることに留意する
- ③ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図る取り組みが重要である

3 対策方針

○長欠・不登校により「学び」や「支援」につなげることができない子どもたち(家庭)を減らす。

- ① 不登校児童生徒一人一人に応じた「多様な学びの場」を確保し、学びたいときに学べる環境を整備する。
- ② 各校において不登校対策の体制を整え、適切な支援や対策を組織的に実施する。また、そのために教育員会として、研修、情報提供、外部機関との連携促進、人材（会計年度任用職員等）の適切な配置を推進する。

4 具体的な対策

《多様な学びの場の確保》

① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

【対象者数】

小学校 128 名 中学校 50 名 計 178 名

【自立支援事業】 予算総額：2, 356 千円

A 「自立支援指導員」の配置

主に校内において、長欠・不登校児童生徒やその傾向がある児童生徒に対して、学習支援、個々が抱える諸課題への支援、悩みの相談等を各校の状況に応じて行う。（教室・保健室等）

- ・ 小学校 3/8 校に 4 名を配置→週 1 日 6 時間（R6：1 名増員）
- ・ 中学校 2/3 校に 2 名を配置
- ・ 支援の現状→5～8 名/自立支援指導員 1 名当たり=6 名で 30～48 名

B 校内教育支援センター（旧適応指導教室）の実施

- ・ 小学校 1 校（長欠不登校の多い青堀小）に校内教育支援センターを開設（11 名利用）
（R6 開設：週 1 日 1 名+増員した週 3 日 1 名を配置→週 4 日実施（現在：火～金）
- ・ 中学校 3/3 校（市「自立支援指導員」や県「不登校支援加配」を中心に運営）

② 家から出ることができるが、学校へ行くことができない児童生徒

【対象者数】

現在籍者数：21 名

【教育支援センター事業（R6 より「適応指導教室事業」から名称変更）】

予算総額：3, 071 千円

A 富津市教育支援センター「さわやか教室」を設置

- ・ 不登校児童生徒に対して、学習や生活指導を中心に、一人一人の実態に応じた指導を行っている。校外学習等も実施。学校への復帰だけをゴールとせず、自らの進路や将来を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるようにするもの。
- ・ 火～金曜日 9：00～16：00 開設

- ・教育センターを介し、所属校と連携を図りながら実施し、登室日は、出席扱いとなる。
- ・在籍者：R4→14名 R5→20名 R6→21名（見学者2名）
- （1日平均利用者数：R4→5名 R5：7～9名）

B 富津市教育支援センター相談員の雇用

- ・R6：週2，3日×2名 週2日1名 週1日2名 延べ5名
- ・1日当たり複数人となるように調整
- 3人体制→週2日 2人体制→週2日
- ※複数人配置できないことが月に2回ほどあり、教育センター指導主事が対応

※民間団体等（フリースクール等）

③ 家から出ることができない児童生徒

【対象者数】

小学校 15名 中学校 35名（年間100日以上欠席）

A 「支援」のつながりをつくる（※家庭・保護者への支援を含む）

- ・チーム学校での支援体制の構築・つながりの確保（電話・家庭訪問・オンライン等）
- ・サポートチーム会議の実施
- ・関係諸機関との連携（『長欠児童生徒を生まないためのフローチャート』参照）
- ※市教育委員会（教育センター）スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・はまかぜ教育相談（専門医）・訪問相談担当教員・こども家庭課・機関相談支援センター（えこ）・児童家庭支援センター（ピーターパンの家）…
- ・どこともつながらない児童生徒（家庭）をなくす。
- 学校からの「長欠報告」の際、教育委員会が相談できる外部機関を紹介する。

B 「学び」の保証

- ・在籍校との紙面（プリント等）による学習課題のやりとり
- ・タブレット端末を使っての学習課題のやりとり
- ・タブレット端末を使っての授業配信
- ・タブレット端末を使って既存の学習コンテンツ（県教育委員会作成動画等）の紹介
- ※学びたくなったときに学べる環境、選択肢を提供し続ける。
- そのためには、上記の「つながりを切らさない」ことが重要。

5 成果と課題

(1) 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

【自立支援事業】

①「自立支援指導員」の配置

○「自立支援指導員」が配置される曜日は学校に来られる児童生徒がいる。

●配置希望ありで、長欠が増えている学校においても、配置できていない学校が3校ある。

●支援対象者数に対して、自立支援指導員の人数や配置日数が足りていない。校内での支援が中心となり、勤務日に学校に来られていない児童生徒への支援（例えば電話連絡や家庭訪問等）までできない。

②校内教育支援センター（旧適応指導教室）の実施

○青堀小学校の校内教育支援センター（プラスルーム）において適切な支援がなされているため、昨年度の長欠児童の中に、登校できるようになっている児童がいる。

また、在籍学級との連携を適切に実施した結果、プラスルームから在籍学級へ戻ることができる児童が増えた。

●青堀小学校の校内教育支援センターに配置される「自立支援指導員」の勤務時間（8時30分～15時30分）がこどもの在校時間と合わない。また月曜日に配置できていない。

《今後》

・この段階の児童生徒に対する丁寧かつ適切な支援を充実させることにより、本格的な長欠不登校を生み出さない。

・「自立支援指導員」を3名増員したい。また、各校週2日の配置をしたい。

・青堀小学校の校内教育支援センターに配置している「自立支援指導員」の勤務時間を8時から16時としたい。また、週5日配置できるようにしたい。

(2) 家から出ることができるが、学校へ行くことができない児童生徒

【教育支援センター事業】

○家から出ることができるが、学校へ行くことができない児童生徒にとって、さわやか教室が、学びの場所、社会性を身につける場所として機能している。

○定期的な保護者面談や担任面談をとおして、より効果的な学習支援や生活指導等にあたることができる。

○適切な支援により、学校とさわやか教室の併用、または、学校への復帰が可能となっている児童生徒が増えてきた。

●在籍者の中には、特別な支援が必要と考える児童生徒がいるため、指導方法や個別支援のための相談員数の確保や指導の配慮が必要。

●相談員は5名いるが、週1回しか勤務できない者もいるため、1日当たり複数人の配置とならない場合があり、教育センターの担当指導主事が対応している。

《今後》

・上記課題の他、週3日勤務できる1名を増員したい（令和6年度9月補正予算要求）

※現在の中心的な相談員からの代替わりも見据えた対応。

・タブレットを活用した学習活動を推進するために、Wi-Fi環境のさらなる整備が必要。

(3) 家から出ることができない児童生徒

① 「支援」のつながりをつくる（※家庭・保護者への支援を含む）

○各学校の支援体制や支援方針について、毎月末の学校からの「長欠報告」により、教育委員会は把握し、外部機関との連携を推進している。

●家から出ることができない児童生徒（家庭）への対応を中心となって支援する人材が市として配置できていない。（自立支援指導員は、「学校に行くことができるが、自分のクラスへ入りづらい児童生徒」への支援が中心となっているため）

●学校とのつながりを構築することが難しい家庭があり、また、SSW等の外部機関や人材の活用や連携が進まず、相談機関の無い児童生徒がいる。

（●教育センター指導主事が果たす役割が大きいですが、他の分掌業務を抱えながら、サポートチーム会議をはじめとした、関係諸機関との連携調整等を十分にできない。）

《今後》

- ・学校が主体的に外部機関との連携が図れるように情報提供を継続する。
- ・学校とのつながりを構築することが難しい家庭への支援として、外部機関が中心となって家庭訪問等ができる体制を検討する。
- ・教育センター指導主事を1名増員することで、充実した支援ができるようにしたい。
- ・「自立支援指導員」の配置人数を6名から9名へ3名増やし、配置日数を1日から2日へ増やす。

② 「学び」の保証

○●タブレット端末を使っての授業配信等の「学び」の選択肢を増やすことについては、学校間や学級間での差がある。

《今後》

- ・学びの保障のためのタブレット活用の好事例を共有する。
- ・ICT支援員の支援を依頼する。
- ・オンライン学習のコンテンツ集を作成し、市のホームページや学校のホームページにリンクを張る。

長欠不登校児童・生徒への対応のイメージ図

・欠席数を基準としたイメージ図であるため、児童生徒の特性・ニーズ等の実態と完全に一致するわけではない。

